

春日市木造戸建て住宅耐震改修等補助金

建替え等に伴う除却工事も対象に加わりました！

旧耐震基準で建築されていて、耐震性能が大きく不足する住宅に居住する人が、その住宅を除却して、耐震性のある住宅に建て替えたり住み替えたりするときに、住宅の除却工事費用の一部を補助します。

申請は、工事に着手する前のもののみ可能です。

申請する時点で、工事に着手しているものや、既に工事が完了しているもの、居住する人がいないものについては、補助の対象になりません。

【対象となる住宅について】 以下のすべてに該当

- 市内にある、昭和56年5月31日までに建築又は工事着手した、2階建て以下の木造戸建て住宅
- 耐震診断を受けた結果、上部構造評点が1.0未満 ※
- 補助金の交付を過去に受けたことがない

※耐震診断は「住まいの安心リフォームアドバイザー派遣事務局（春日市原町3-1-7 クローバープラザ敷地内 電話 092-582-8061）」で受けることができます。

【補助対象者について】 以下のすべてに該当

- 現時点で居住している
- 除却工事後、耐震性が確保された住宅等に住み替えを予定している
- 市税を滞納していない
- 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものではない
- 補助金の交付を過去に受けたことがない

【補助金の額】

①と②のいずれか低い方の額の23パーセントに相当する額で、上限額は30万円です。

- ① 補助対象住宅の解体及び撤去に要する経費
- ② 補助対象住宅の耐震改修工事に要する経費 ※

※②については、耐震改修工事に要する経費の目安として国が定めている「34,100円/㎡」から計算できます。

【募集件数】

耐震改修工事、耐震シェルター等設置、建替え等に伴う補助対象住宅の除去工事あわせて10件程度（先着順）

【申請期限】

令和3年度の申請期限は、令和3年12月13日（月）です。

また、工事完了後、実績報告書の提出期限は、令和4年2月21日（月）です。

期限までに実績報告書の提出がない場合は、補助金の交付ができませんのでご注意ください。

【申請に必要な書類】

- 耐震診断結果報告書（上部構造評点が1.0未満となっていること）
- 所有者が確認できる書類（登記事項証明書、固定資産税納税通知書等）
- 申請時点で居住しているところが分かる書類（住民票等）
- 除却工事後居住する住宅の地震に対する安全性が確保されていることが確認できる書類（登記事項証明書、耐震診断結果等、建替えのときは建築する住宅の建築確認申請書等）
- 市税の滞納がないことの証明書（市役所納税課で発行しています）
- 補助対象住宅の解体及び撤去にかかる見積書 ※

※既存住宅の解体撤去込で建替えを予定している人で、全体の見積書しかないときは、解体撤去にかかる金額がわかるような明細書をつけてください。

※建替えで、既存家屋の所有者と解体撤去工事や新築工事の契約者が異なるときは、ご相談ください。

【申請書様式は、春日市ウェブサイトからどうぞ】

トップページ > くらし・手続き > 生活・インフラ > 住宅 > 木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付制度

・ ページ番号から検索するときは、トップページからページ番号「1001327」を入力してください。

・ 申請書の郵送を希望される人は、下記へご連絡ください。

【問い合わせ・提出先】

春日市 都市整備部 都市計画課 計画担当

〒816-8501 春日市原町3丁目1番地5

TEL 092(584)1111 内線3502

FAX 092(584)1143